山梨県省エネ・再エネ設備 導入加速化事業費補助金

申 請 要 領

第6次募集 【中小企業者等申請用】

申請受付期間:令和7年12月5日(金)~ 令和8年1月30日(金)

問い合わせ先:省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局

電話055-267-7011

一補助金の不正受給に関する注意喚起—

「虚偽の申請による不正受給」、「補助金の目的外利用」や「補助金受給額を不当に 吊り上げ、関係者へ報酬を配賦する」といった不正な行為が判明した場合は、交付決 定取消となるだけでなく、補助金交付済みの場合、加算金を課した上で当該補助金の 返還を求めます。

また、不正な行為が判明した場合は、申請者の名称や不正内容の公表等を受けることや「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第29条に基づき、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金または両方に処せられる可能性があります。

山梨県 産業政策部 産業政策課 令和7年11月18日制定

- 【注1】この申請要領は、必要に応じて改訂されることがありますので、最新のものを専用ウェブホームページ (https://yamanashi-energy6.com) でご確認ください。
- 【注2】農漁業者、林業者、福祉施設・医療機関等の申請については、別に申請要領を定めておりますので、それぞれの申請受付方法や補助の条件などを十分にご確認いただいたうえで申請してください。

目次

申請にあたっての注意事項(3ページ)

重要:補助金を申請するための要件について(4ページ)

喚起(5ページ)

- 1 補助事業の概要(6ページ)
 - (1)補助対象事業者について
 - (2)補助対象事業所について
 - (3)補助対象期間について
 - (4) 過去に交付決定を受けた事業所について
- 2 補助率等(11ページ)
- 3 補助対象設備、補助対象外経費等(12ページ)
 - (1)補助対象となる設備及びその条件
 - (2)補助対象経費
 - (3)補助対象とならない経費等
- 4 補助金交付申請手続き等(23ページ)
 - (1) 申請受付期間
 - (2)申請方法
 - (3)提出書類
 - (4) 見積書の留意事項
- 5 審査、交付決定等について(29ページ)
 - (1)審査、交付決定について
 - (2) 交付決定後の事業実施について
 - (3) 交付決定前の事前着手について
 - (4) 交付決定後の事業内容の変更について
 - (5) 交付決定後の事業内容の中止・廃止について
 - (6) 交付決定の取り消しについて
- 6 補助事業の完了及び補助金の支払いについて(31ページ)
 - (1) 実績報告書の提出
 - (2)提出書類
 - (3)補助金の額の確定・支払い
- 7 補助事業終了後の注意事項(36ページ)
 - (1) 導入設備(財産)の管理及び処分
 - (2) 文書の保存
 - (3) 事業実施状況の検査
 - (4) 交付決定の取消等
 - (5) 県への協力事項
- 8 その他(37ページ)
 - (1)証明書類の取得方法について
 - (2) 設置工事に関する相談(ご案内)
 - (3) 申請等の代行に関する相談(ご案内)
- 9 お問い合わせ先【38ページ】

申請にあたっての注意事項

補助金の申請にあたっては「山梨県補助金等交付規則」、「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱」及び本要領を遵守いただくとともに、以下の事項について十分にご理解いただき、申請してください。

- 1 本事業は、原油価格等の高騰に対応した賃上げに取り組む事業者の、エネルギーコストの 削減推進を支援することが目的です。提出書類に基づき、事業計画内容や導入設備等を審査 した上、予算の範囲内で交付決定等を行います。申請された内容が補助対象経費であって も、必ずしも交付決定されるものではありません。交付決定とならなかった場合、申請に要 した費用(行政書士代行費用等)は申請者自己負担となります。また、本補助事業で導入す る設備については、他の補助制度と重複して補助を受けることはできません。
- 2 本補助金で導入した設備は申請者に管理義務が生じますので、設備や工事内容について十分に理解した上で申請してください。審査時に申請者に対して申請内容の確認をしますが、申請者自身が提出書類の内容を把握していない場合は、審査を中断し、不交付決定とする場合があります。
- 3 交付決定となった場合でも、<mark>補助対象期間内(最長で令和8年10月16日)に事業を完了し、実績報告書の提出がない場合は、補助金は受け取れません。</mark>また、補助金の補助対象は、補助対象期間内に発注・契約、工事施工、支払い等の全てが完了した経費であって、証拠書類等により補助対象経費として確認できるものに限られます。例えば、発注、契約、納品、支払い等の日付のいずれかが上記期間外(令和7年10月8日以前又は令和8年10月17日以降)である経費が含まれる場合は、補助金は受け取れません。
- 4 本補助事業は、交付決定された内容で実施する必要がありますが、補助事業を実施する中で、補助事業の内容の変更を希望する場合には、あらかじめ必ず事務局へ連絡し、変更の承認を受けなければなりません。承認を受けずに事業を実施した場合や、変更が認められない場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- 5 支払の事実に関する客観性の担保のため、<mark>支払い行為は申請者名義による銀行振込</mark>としてください(現金、小切手、手形等による決済では、補助金を受け取ることはできません(3 3ページ(2)9参照))。
- 6 本補助金により取得した財産については、設備の処分制限期間内は<mark>補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等が制限され、適切に管理しなければなりません。処分する場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還いただくことがあります。</mark>
- 7 本補助金に関する収入・支出の帳簿や証拠書類は他の書類と区分して、<mark>定められた期間保</mark> 管しなければなりません。
- 8 本補助金を交付した事業者名及び補助金額は<mark>県ホームページで公表</mark>します。
- 9 本補助金に関係する全ての提出書類において、その内容に事実と異なる記述は行わないでください。虚偽の申請や不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の決定の取り消しを行うとともに、支払い済みの補助金のうち、取り消し対象となった額を返還しなければなりません。

補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 29 条から第 33 条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。

10 補助事業の進捗状況や補助金使用経費の検査のため、補助事業実施期間中及び完了後に、県や国の機関が実地検査に入ることがあります。なお、検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

【重要:補助金を申請するための要件について】

豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度

山梨県では、働く人のスキルアップを通じて企業の生産性・収益の向上を図り、賃金向上 につながる「スリーアップ」の好循環を実現するため、その取り組みを実践している企業を認 証する新たな制度「豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度」を創設しました。

スリーアップ実践企業認証制度では、従業員の成長、生産性向上と働きやすさ、賃金アップ に取り組む企業を「スリーアップ実践企業」として認証し、企業イメージの向上や人材確保を 支援します。

本補助金の申請にあたっては、この認証制度の認証を受けていること(または認証を受ける ための申請を済ませていること)が必要となります。

- ※補助金申請の添付書類に必要となります。
- ※個人事業主でも雇用する従業員が居る場合は同じように認証を受ける必要があります。
- ※個人事業主で雇用する従業員が居ない場合は(添付様式1-3号)の誓約書が必要です。
- ※認証のお手続きは、下記ホームページを参考にしてください。
- ※豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度の事務局は令和7年12月1日に公開されます。それまでは、県ホームページよりご確認ください。

豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度

スリーアップ認証 山梨

検索

詳細は県HPを ご確認ください。



【喚起】

- 1 補助金の交付決定通知書を受け取った場合であっても、将来的な補助金の支払いを保証 するものではありません。事業完了後の実績報告書を審査し、申請時と異なる施工を行っ ている場合や補助対象経費として不適切な費用が計上されている場合、関係法令を遵守し た施工を行っていない場合などが判明したときは、補助金額を減額するか又は全額補助対 象外として補助金を支払わない場合があります。
- 2 第6次募集では、第1~5次募集までの実績を踏まえ、申請要領の内容や提出書類様式 などを変更しています。過去の申請要領ではなく、必ず第6次募集の申請要領を確認し、 必要な書類を提出してください。第5次募集までの書類で提出された資料については審査 ができません。また、「以前の申請ではこの書類で認められた」という理由は、いかなる 場合であっても認められません。
- 3 本補助金について、<mark>県や事務局が、特定の事業者に補助金の勧誘を委託している事実はありません。これら勧誘事業者等に指南され補助金申請を行った場合でも、補助要件を満たさないことや虚偽の申請であること、補助金受給額の不当なつり上げなどの不正行為が判明したときは、申請者に補助金の返還義務が生じます。</mark>

申請者自身が申請要領を十分理解した上で申請してください。

- 4 不正行為が確認された場合は、申請者の名称、所在地及び代表者の氏名を公表します。 また、設置工事事業者(その関連会社等も含む)が不正行為に関与していた場合は、設置 工事事業者等の名称、所在地及び代表者の氏名を、その不正内容とともに公表します。
- 5 申請に当たって不明な点や不正に関する相談は補助金事務局へご連絡ください。 不正疑惑に関する情報は、最寄りの警察への情報提供等をします。

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局 受付時間 9時~17時(土日・祝日、年末年始を除く) 電話番号 055-267-7011 ファックス番号 055-244-3339 電子メールアト・レス shoene66 yamanashi@nta.co.jp

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 申請要領

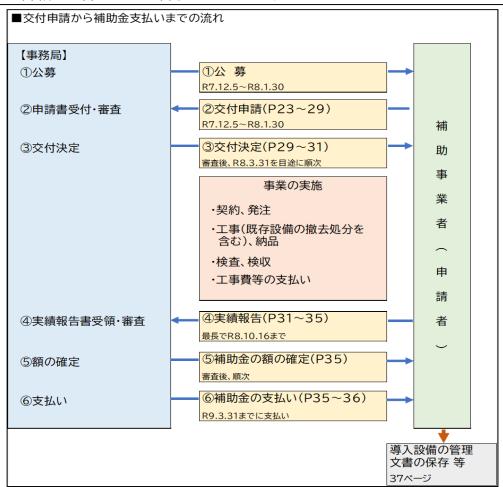
省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、「山梨県補助金等交付規則」、「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱」に定めるもののほか、「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金申請要領」(以下「本要領」という。)の定めるところにより、予算の範囲内で実施するものとします。

1 補助事業の概要

本事業では、原油価格等の高騰に対応した賃上げに取り組む事業者のエネルギーコスト削減に資する取り組みを推進し、中長期的な経営体質の強化と持続的な賃上げを図ることを目的として、事業者が実施する省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入に要する経費の一部を補助します。

※これまでの募集(第1~5次募集)との主な相違点について

- ① 補助対象の要件に、豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度の認証を取得している、又は取得する見込であることを追加しました。(4、7ページ)
- ② 申請が可能な事業所数は、2事業所までとしました。(11ページ)
- ③ 補助対象経費に、申請手続き等に係る行政書士への報酬を追加しました。(20ページ) ※詳細は、各ページを確認してください。



(1)補助対象事業者について

県内に事業所を有する中小企業者等(会社及び個人(注1)または組合等(注2))であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (ア) 豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度の認証を受けている、又は受ける見込であること。
- (イ) 山梨県の県税に滞納がないこと。
- (ウ) 本補助金の交付申請日時点において、創業または開業後1年を経過していること。
- (エ) 山梨県内で実質的に1年以上事業を行っていること。
- (オ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- (カ)暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- (キ) 営業に関して必要な許認可等を取得し、法令等を遵守していること。
- (ク) 過去に国、都道府県、市町村等からの補助、助成、給付等に関し、不正等の事故を起こしていないこと。
- (ケ) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (コ)過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (サ)次の申立てがなされていないこと。
 - (i)破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続き開始の申立て
 - (ii) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
 - (iii) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条に基づく再生手続開始の申立て
- (シ)債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (ス) 本補助事業に関係する法令・条例・規則等を遵守して実施すること。
- (セ) その他、補助金の趣旨・目的に照らして適当であると知事が判断するもの。

(注1)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社及び個人。

	下記のいずれかを満たすこと	
業種	資本金の額または出	常時使用する従業員
	資の総額	の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300 人以下
②卸売業	1億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000万円以下	100 人以下
④小売業	5,000万円以下	50 人以下

ただし、次のものはみなし大企業に該当するため、補助対象事業者に該当しません。

- (ア)発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (イ)発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小 企業者
- (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中 小企業者

- (工)発行済株式の総数又は出資金額の総額を上記(ア)~(ウ)に該当する中小企業者が 所有している中小企業者。
- (オ)上記(ア)~(ウ)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数 の全てを占めている中小企業者。
- ※1 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者です。
- ※2 上記(ウ)の役員には、会社法第2条第15号に規定する社外取締役及び会社法第381条第1項に規定する監査役は含まれません。
- ※3 業種の分類については、日本標準産業分類に準拠します。

	り分類については、日本標準産業分類に準拠します。
中小企業基本 法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類 I (卸売業、小売業)のうち 中分類 5 0 (各種商品卸売業) 中分類 5 1 (繊維・衣服等卸売業) 中分類 5 2 (飲食料品卸売業) 中分類 5 3 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類 5 4 (機械器具卸売業) 中分類 5 5 (その他の卸売業)
小売業	大分類F (電気・ガス・熱供給・水道業)のうち 細分類3313 電気小売業 細分類3413 ガス小売業 大分類 I (卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
製造業その他	上記以外の全て

(https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_14.pdf)

※「常時使用する従業員」は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とします。これには、同法第21条の規定に基づく、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

(注2)組合等

- (ア)中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する中小企業等協同組合
- (イ)中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する協業組合、商工組合及び商工組合連合会
- (ウ) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合
- (エ) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号) に規定する生活衛生同業組合であって、その構成員の3分の2以上が、中小企業者で あるもの
- (オ) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)に規定する酒造組合又は酒販組合
- ※上記(ア)~(オ)以外の組合等は、補助対象事業者とはなりません。

(2)補助対象事業所について

補助対象となる事業所(以下、「補助対象事業所」という。)においては、導入する設備(以下、「補助対象設備」という。)の運用にあたり、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア)補助対象設備を使用する補助対象事業所が、県内に所在していること。
- (イ)補助対象事業所は、本補助金の交付申請日時点で、その所在地(住所)において実質的に1年以上の事業活動を行っており、かつその間、電気代等のエネルギーコストが発生している事業所であること(※1)。
- (ウ)補助対象設備は、設備の全てを指定した補助対象事業所の敷地内で使用すること。
- (工)補助対象設備は、補助対象事業所の事業活動のためにのみ使用すること(従業員の居住区画等、直接に事業活動と関連しない使途のものは補助対象外です)。
- (オ)補助対象事業所では、補助対象設備をその法定耐用年数の間、申請者自らが継続して 使用すること(※2)。
- (カ) 申請者自らが、補助対象事業所におけるエネルギーコスト(電気料金や燃料費等)を 負担しており、今後も継続して負担すること(交付申請日時点で申請者以外の者がエ ネルギーコストを負担している場合や、補助事業の実施後に申請者以外の者にエネル ギーコストの負担を求める場合は、本補助金の対象外です)。
- (キ) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律で規制される性風俗関連特殊営業でないこと。
- (※1) 電気料金の請求書や確定申告書類等の書面により確認します。
- (※2) 交付申請日時点で今後、事業承継等を予定しており、法定耐用年数の期間申請者自

らが継続して使用する見込みがない場合は、申請できません。

(3)補助対象期間について

補助対象期間は、補助金の交付決定を受けた日から、交付決定通知書記載の完了日までです(最長で令和8年10月16日)。発注・契約行為は、交付決定を受けてから行ってください。ただし、行政書士に対する申請代行等の費用については、この要領の公表(令和7年11月18日)以降のものを対象とします。

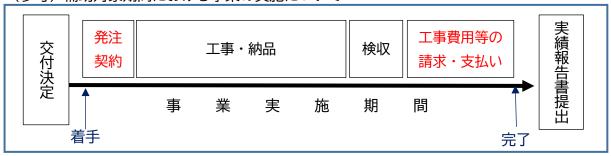
交付決定通知書に定めた補助対象期間内に事業に着手(契約・発注)し、工事の施工や設備の納品、検査・検収、及び経費の支払い等、補助対象設備の設置にかかる手続きを全て完了した上で、事業完了後から1か月以内(ただし、最長で令和8年10月16日まで)に実績報告書を提出する必要があります(31ページ参照)。

期限までに実績報告書の提出がなかった場合は、その事由や設備導入の進捗状況等に関わらず、交付決定をした補助金の全額が受け取れません。

【事前着手について】詳細は30ページ参照

- ・交付決定の前に事業に着手(契約・発注等)する場合は、補助金交付決定の前にあらか じめ事前着手届(様式第6号)の提出が必要です。
- ・事前着手届は、補助金の交付決定を確約するものではありません。

(参考)補助対象期間における事業の実施について



(4)過去に交付決定を受けた事業所について

過去の募集(第1次募集(※1)、第2次募集(※2)、第3次募集(※3)、第4次募集(※4)、第5次募集(※5))で交付決定を受けた中小企業者等であって、既に交付決定を受けたことがある事業所についても、事業区分(省エネ・再エネ)に関わらず、申請することができます。

ただし、第1~5次募集で交付決定を受けて導入した省エネ設備・再エネ設備の更新は、 第6次募集の補助対象外です。

- (※1) 第1次募集(申請受付期間:令和4年11月14日~令和4年12月9日)
- (※2) 第2次募集(申請受付期間:令和5年1月30日~令和5年3月3日)
- (※3) 第3次募集(申請受付期間:令和5年7月24日~令和5年9月1日)
- (※4) 第4次募集(申請受付期間:令和6年3月21日~令和6年5月10日)

(※5) 第5次募集(申請受付期間:令和7年4月21日~令和7年6月13日)

2 補助率等

補助率:省エネ設備導入・再エネ設備導入は2/3以内

申請等の代行は10/10以内

補助額:1事業所当たり、

省工ネ設備導入 15万円(下限)~300万円(上限)

再工之設備導入 100万円 (下限※)~600万円 (上限)

※ただし、太陽熱利用設備の場合、下限は25万円

1申請当たり、

申請等の代行 10万円(上限)

※1 省エネ設備導入と、再エネ設備導入の補助額には下限があります。補助金の交付申請 にあたっては、補助対象経費(消費税及び地方消費税は含めない)が次の額以上であ る必要があります。

事業区分		補	助対象経	費の額
省工ネ設備導入			225,	000円
再エネ設備導入	太陽光発電設備、蓄電池	1,	500,	円000
円工个政佣等人 	太陽熱利用設備		375,	000円

- ※2 補助額は千円未満切り捨てです。
- ※3 省エネ設備・再エネ設備の両方を申請する場合は、それぞれの補助上限額を合算して、 1事業所当たり、最大900万円まで申請することができます。
- ※4 補助金の支払いは、原則として事業終了後となります。
- ※5 1事業者が2事業所までを対象として申請することができます。

3 補助対象設備、補助対象外経費等

(1)補助対象となる設備及びその条件

ア 省エネ設備

補助対象となる設備は、県内の補助対象事業所の敷地内に設置し、下記表に記載した補助の条件を満たす設備であり、さらに既存の設備と比較してエネルギーコスト(電気料金や燃料費等)が削減される設備です。

更新する設備は、更新する前の設備と同一の目的で使用し、かつ同程度の仕様・性能を有するものに限ります。

また、申請時点で現に使用しており、申請者自らがエネルギーコストの最終負担者となる 設備が対象です。

設備区分	種別及び補助の条件
① 照明設備	①-1 LED照明器具
【更新】	【補助対象設備の要件(次のいずれかを満たすもの)】
	(1)令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業(一般社団法
	人環境共創イニシアチブ(SII))の『(Ⅲ) 設備単位型』の補助対
	象設備一覧に登録されている設備(以下「SII登録設備」という。)
	(2) LEDモジュールを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及
	び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯である
	こと。
	ただし、次の(ア)~(ウ)は対象外とする。
	(ア)従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有す
	るLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLED
	ランプへ給電する構造を持つ器具(既存の照明器具の一部を改修
	するものを含む)
	(イ)法令に基づき設置が義務づけられているもの(非常灯、誘導灯等) (a)内図せまっぱ(また策)
	(ウ)内照式表示灯(看板等)
② 高効率空調	②-1 電気式パッケージエアコン(業務用エアコン)
【更新】	②-2 ガスヒートポンプエアコン
	②-3 チリングユニット
	②-4 吸収式冷凍機
	②-5 ターボ冷凍機
	【補助対象設備の要件(次のいずれかを満たすもの)】
	(1) S I I 登録設備
	(2)メーカーが発行するカタログ等によって、省エネ基準(トップラン
	ナー基準)を達成していることが確認できるもの

③ 産業ヒートポ	③-1 空冷ヒートポンプチラー(温水利用)
ンプ	③-2 循環加温式ヒートポンプ
【更新】	③-3 温水ヒートポンプ(熱回収・水・空気熱源)
L 文 和I 】	③-4 熱風ヒートポンプ
	③-4 系領に一ドホンフ ③-5 蒸気発生ヒートポンプ
	③-6 施設園芸用ヒートポンプ
	【補助対象設備の要件】
	(1) SII登録設備
	(1) 3 1 1 豆琢設備
・温水機器	④-2 潜熱回収型給湯器(ガス・石油)
【更新】	④-3 温水機器(ガス・石油)
【史利】	【補助対象設備の要件(次のいずれかを満たすもの)】
	(1) SII登録設備
	(1) 3 1 豆球政順 (2) メーカーが発行するカタログ等によって、省エネ基準(トップ
	ランナー基準)を達成していることが確認できるもの
⑤ 高性能ボイラ	⑤-1 蒸気ボイラ ⑤-2 温水ボイラ
【更新】	
	【補助対象設備の要件(次のいずれかを満たすもの)】
	(1) S I I 登録設備
	(2)メーカーが発行するカタログ等によって、ボイラ効率が 95%以上で
	あることが確認できるもの
⑥ 高効率コージ	
ェネレーション	【補助対象設備の要件(次のいずれかを満たすもの)】
【更新】	(1)SII登録設備
	(2)メーカーが発行するカタログ等によって、総合効率 82%以上、
	または発電効率 41%以上であることが確認できるもの
⑦ 変圧器	⑦-1 油入変圧器
【更新】	⑦-2 モールド変圧器
	【補助対象設備の要件(次のいずれかを満たすもの)】
	(1) SII 登録設備
	(2)メーカーが発行するカタログ等によって、省エネ基準(トップ
	ランナー基準)を達成していることが確認できるもの
	※キュービクルなど、変圧器本体以外の設備・機器は補助対象外で
	す。 ② 1 - 泰年公共庫
8 冷凍冷蔵設備 【更新】	8-1 電気冷蔵庫8-2 電気冷凍庫
【更新】	
	【補助対象設備の要件(次のいずれかを満たすもの)】 (1)SII登録設備
	(1) SII 豆球設備 (2) メーカーが発行するカタログ等によって、省エネ基準(トップ
	(2) メーカーが発行するカダログ寺によって、省工不基準(トップ ランナー基準)を達成していることが確認できるもの
	プノナー基準)を達成していることが確認できるもの ⑧−3 冷凍機内蔵型・冷蔵ショーケース
	③⁻3
	【冊切り入り外で用りを十(人りりりょういっと河にょうり))

	(1) S I I 登録設備
	(2)メーカーが発行するカタログ等によって、省エネ基準(トップ
	ランナー基準)を達成していることが確認できるもの
	⑧-4 コンデンシングユニット(本体のみ)
	⑧-5 冷凍冷蔵ユニット(本体のみ)
	【補助対象設備の要件】
	(1) SII登録設備
	× × / 0 = = ユーラース
	周辺機器、付属品等)は、S I I 登録されている設備を除き、補助対象外
	です。
 ⑨ 産業用モータ	○ - 1 産業用モータ(産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機)
【更新】	【補助対象設備の要件】
0 " "	※SII登録設備のモータ以外 (周辺機器・付属品等) は補助対象外です。
⑩ 生産設備	⑩-1 工作機械
【更新】	⑩−2 プラスチック加工機械
	⑩-3 プレス機械
	⑩-4 印刷機械
	⑩−5 ダイカストマシン
	【補助対象設備の要件】
	(1)SII登録設備
	※SII登録設備の本体以外(周辺機器・付属品等)は補助対象外です。
① エネルギーマ	①-1 エネルギーマネジメントシステム
ネジメントシス	【補助対象設備の要件】
テム	(1) S I I に登録されたエネマネ事業者から調達する、S I I に登録さ
【新設・更新】	れたエネルギーマネジメントシステムであることが確認できるもの
② その他 SII が	②-1 その他 SII が認めた高性能な設備一覧に登録された設備
認めた設備	【補助対象設備の要件】
【更新】	(1)下記サイト『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧の「その他 SII が
	認めた高性能な設備一覧」を参照
	https://sii.or.jp/setsubi06r/search
	※登録設備の本体以外(周辺機器・付属品等)は補助対象外です。
	※上記サイト「その他 SII が認めた高性能な設備一覧」に登録されていな
	い設備は補助対象外です。

《設備導入に係る留意事項》

- ※1 更新とは、「既存設備を除却 (廃棄・譲渡・売却等) し、新しい設備に入れ替えること」であり、増設や一時的な代替、既存設備の改修・修繕は補助対象外です。
- ※2 更新前の設備を除却したことを確認するため、実績報告時に固定(償却)資産台帳等 を提出する必要があります。
- ※3 エネルギーコスト(電気料金や燃料費等)が増加する設備への更新は補助対象外です。
- ※4 申請時点でSII登録設備又は省エネ基準(トップランナー基準)が確認できる設備 が補助対象です。

※5 SII登録設備は次の手順により検索することができます。(設備の登録型番等が記載された WEB ページを印刷したものを提出資料とすることができます(25ページ))。

[SII登録設備の型番検索ページ](エネルギーマネジメントシステムを除く)

https://sii.or.jp/setsubi06r/search/

《手順》

- [1]設備の型番が記載されているカタログや見積書を手元に準備します。
- [2]「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象 設備一覧」の Web ページにアクセスします。
- [3]「条件を指定して検索する」をクリックして、型番に[1]に記載されている型番を入力してください。
- [4]検索結果に該当設備が表示されていることを確認し、印刷等により保存してください。
- ※メーカー名で検索した場合は、登録された設備が羅列されますので、導入予定の型番が 掲載されているページを印刷等により保存してください

[SII登録エネマネ事業者・登録エネルギーマネジメントシステムの検索ページ]

https://sii.or.jp/koujou06r/company/search

《手順》

- [1]「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業 エネマネ事業者検索」の Web ページにアクセスします。
- [2]条件を指定して「検索する」をクリックし、表示された登録エネマネ事業者の一覧から、申請する事業者の「事業者詳細」をクリックすると、エネマネ事業者PRシートが表示されます。
- [3]表示されたエネマネ事業者PRシートの登録システムに、申請するエネルギーマネジメントシステムが表示されていることを確認し、印刷等により保存してください。

イ 再エネ設備

③ 太陽光発電設備

補助対象となる設備は、県内の補助対象事業所の敷地内に設置する太陽光発電設備であって、自ら発電した電力を、当該事業所において、事業活動のためにのみ使用する設備(自家消費型太陽光発電設備)です。

エネルギーコスト削減を目的とする補助事業であることから、事業活動で消費する電力を超えない範囲で設置するものを補助の対象としており、売電による収入が生じる設備や逆潮流を防止する装置を設置しない場合等は補助対象外となります。

なお、太陽光発電設備と蓄電池を併せて設置する場合と、太陽光発電設備を単独で設置し 蓄電池を設置しない場合のどちらも補助対象となります。

《補助対象設備の要件》

次の(ア)~(ケ)の全てを満たすもの。

- (ア) 県内の補助対象事業所の敷地内に太陽光発電設備を設置すること。
- (イ)発電した電力は、全て補助対象事業所及びその敷地内で使用(自家消費)すること。
- (ウ)発電した全ての電力を、直接、補助対象事業所の事業の目的に使用すること。
- (工)設置する太陽光発電設備による年間想定発電量が、補助対象事業所の直近1年間(令和6年11月~令和7年10月)の年間消費電力量以下であること。
- (オ)本補助事業により、新品の太陽光発電設備を購入し、設置すること (中古品や譲渡品等メーカーから新規に購入していない設備、及びその移設費用等は補助対象外です)。
- (力) 申請者自らが、太陽光発電設備の所有者となる設備であること。
- (キ)逆潮流を防止する装置を備えた太陽光発電設備であること。
- (ク)発電量を計測する機器を備えた太陽光発電設備であること。
- (ケ)関係法令(山梨県及び市町村の条例・規則等を含む)を遵守して設置する太陽光発電 設備であること。

補助対象外となるものの例としては、次のような場合です。

- (i) 売電する設備(FIT、FIP、相対契約等の契約形態を問わない)
- (ii) 事業目的以外で電力を併用使用する場合(店舗併用住宅の住居部分、集合住宅の住 居部分等)
- (iii) 事業所外に設置した太陽光発電設備を用いて発電した電気を、一般送配電事業者の 送電網を活用して、県内の事業所に送電する場合(自己託送)
- (iv)「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」で設置を禁止している「設置規制区域」に野立て(地上設置)の太陽光発電施設を設置する場合

《設備導入に係る留意事項》

- ※1 太陽光発電設備や蓄電池の設置にあたっては、休業日における稼働や事業の季節的な変動要因なども含めて、事業活動に要する電力消費量を把握し、必要量に見合った設備を導入してください。過剰な設備投資は、将来的な財務上の負担となるばかりではなく、補助対象外となります。
- ※2 申請前に必ず現場調査を行い、屋根の形状、影になる障害物の有無、建物の耐荷重、 防水工事の必要性の有無、配線のルートなどを検討した上で設置場所を決定してくだ さい。
- ※3 太陽光パネルの反射光による周辺施設への影響について事前に十分確認し、近隣住民 や施設の所有者などとトラブルにならないようにしてください。
- ※4 「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」の「設置規制区域」から外れた場所に野立て(地上設置)の太陽光発電設備を設置する場合、あらかじめ事業地を所管している林務環境事務所へ届出が必要です。詳しくは、森林環境政策課(電話 055-223-1503)にお問い合わせください。
- ※5 「山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例」第5条で定める「富士山景観配慮地区」にある地域に一定規模の太陽光発電設備を設置する場合は、 景観評価を行う必要があります。

⑭ 蓄電池

補助対象とする蓄電池は、エネルギーコスト削減を目的とし、申請者自らが新規に設置する 又は既に設置した自己所有の自家消費型太陽光発電設備で発電した電力を蓄電する設備であ り、新規の自家消費型太陽光発電設備と併せて設置・接続するか、または既設の自家消費型 太陽光発電設備に追加で設置・接続する場合に補助対象となります(後者の場合、補助対象 は蓄電池の設置・接続に係る部分のみになります)。

補助対象となる蓄電池は定置用のものに限りますが、台数に制限はありません(補助金の範囲内で同一機器を複数台、または別種類の機器を組み合わせて設置することも可能です)。

《補助対象設備の要件》

次の(ア)~(ケ)の全てを満たすもの。

- (ア) 県内の補助対象事業所の敷地内に設置した自家消費型太陽光発電設備と接続され、 発電される電力を充放電できるものであること。
- (イ)電力を繰り返し蓄え、夜間や電力需要ピーク時など必要に応じて電力を活用することができるものであること。
- (ウ) 自家消費型太陽光発電設備により発電した電気を蓄積するものであり、平時において接続する太陽光発電設備とは別の系統から充電するものではないこと。
- (工) 蓄電池から供給される電力は全て、補助対象事業所及びその敷地内で直接事業の目

的に使用(自家消費)すること。

- (オ)本補助事業により、新品かつ定置用の蓄電池を購入し、設置すること(中古品や譲渡 品等メーカーから新規に購入していない設備、及びその移設費用等は補助対象外で す)。
- (カ) JIS規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。
- (キ) 申請者自らが、蓄電池及びその接続先の太陽光発電設備の所有者であること。
- (ク)接続する自家消費型太陽光発電設備の発電量に見合った蓄電池の容量であること。
- (ケ) エネルギーコスト (電気料金等) が削減されることが明らかであること。

防災や災害時の使用を主たる目的としている場合や、エネルギーコスト削減効果が不明 瞭な場合は、補助の対象外となります。

なお、既に本補助事業とは別に設置した太陽光発電設備に、新たに蓄電池を導入する場合は、導入した蓄電池と接続する太陽光発電設備の全てが売電しない設備(FIT 又は FIP 認定、相対契約等の契約形態を問わない)である場合に限り、補助対象となります。

⑤ 太陽熱利用設備

補助対象となる設備は、県内の補助対象事業所の敷地内に設置する太陽熱利用設備であって、自ら集熱した太陽熱を、当該事業所において、事業活動のためにのみ使用する設備です。 エネルギーコスト削減を目的とする補助事業であることから、事業活動で使用する給湯に

使用している熱源(ガス、灯油、電力等)の使用量を削減する事業が補助対象となります。

なお、太陽熱利用設備と高性能ボイラ、業務用給湯器を併せて設置する場合と、太陽熱利用設備を単独で設置する場合のどちらも補助対象となります。ただし、高性能ボイラや業務用給湯器を併せて導入する場合は、補助対象設備の要件(12ページ)を満たす、更新の場合に限り補助します。この場合、高性能ボイラや業務用給湯器は省エネ区分での申請が必要となりますので、見積書を分けた上で申請をしてください。

《補助対象設備の要件》

次の(ア)~(ク)の全てを満たすもの。

- (ア) 県内の補助対象事業所の敷地内に太陽熱利用設備を設置すること。
- (イ) 集熱した太陽熱は、全て補助対象事業所及びその敷地内で使用すること。
- (ウ) 集熱した太陽熱を、直接、補助対象事業所の事業の目的に使用すること。
- (工)本補助設備を導入することで、既存の給湯に使用している熱源(ガス、灯油、電力等)の使用量が削減されること。
- (オ)本補助事業により、新品の太陽熱利用設備を購入し、設置すること(中古品や譲渡品等メーカーから新規に購入していない設備、及びその移設費用等は補助対象外です)。
- (カ) 申請者自らが、太陽熱利用設備の所有者となる設備であること。

- (キ)集熱器は、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を 有するものであること。
- (ク) 関係法令及び山梨県の条例・規則等を遵守して設置する太陽熱利用設備であること。

《設備導入に係る留意事項》

- ※1 太陽熱利用設備の設置にあたっては、休業日における稼働や事業の季節的な変動要因なども含めて、事業活動に要する集熱量を把握し、必要量に見合った設備を導入してください。過剰な設備投資は、将来的な財務上の負担となるばかりではなく、補助対象外となります。
- ※2 申請前に必ず現場調査を行い、屋根の形状、影になる障害物の有無、建物の耐荷重、 防水工事の必要性の有無などを検討した上で設置場所を決定してください。

(2)補助対象経費

補助対象経費は、補助の条件を満たし、エネルギーコスト削減に直接資するものです。 見積書には、補助対象経費であることを明示してください。

(ア)省エネ設備の導入に要する次の経費

	費目	内容
1	設備費	3(1)アの補助対象設備の要件を満たした設備本体(付属品や周辺機器、
		追加オプション等は含まない)の購入に要する経費
2	設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費
3	工事費	補助対象事業の実施に不可欠な工事に要する経費

《省エネ設備導入に係る注意事項》

※ 既存設備の補修、解体・撤去・運搬・処分に要する経費は補助対象外です。その他、補助対象外となる経費は、20ページ「(3)補助対象とならない経費等」をご確認ください。

(イ) 再エネ設備導入に要する次の経費

	費目	内容
1	設備費	補助対象事業の実施に必要な設備等の購入、製造、据付け等に要する経費
		例) 設備装置等の購入費、製造費、運搬費及び保管費 等
		【設備装置等の例示】
		太陽電池モジュール、蓄電池、集熱器(パネル)、蓄熱槽(タンク)、パワ
		ーコンディショナー、接続箱、架台、計測装置、表示装置(必要最低限の
		もの)、配管及びケーブル(補助対象設備間を接続するもの、又は補助対
		象設備と補助対象外設備を接続するもので、その接続部分まで) 等
2	設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費
		例)基本設計費、実施設計費 等

3	工事費	補助対象事業の実施に不可欠な工事に要する経費
		例) 材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等

《再エネ設備導入に係る注意事項》

- ① 既存の建物、構築物、設備等の補修、解体・撤去・運搬・処分に要する経費は補助対象外です。その他、補助対象外となる経費は、20ページ「(3)補助対象とならない経費等」をご確認ください。
- ② 新たに自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、かつ、自家消費型太陽光発電設備と蓄電池で共通して利用する設備がある場合は、当該設備に係る経費はいずれか片方の適当な設備にのみ計上してください。
- ③ 既設の自家消費型太陽光発電設備(蓄電池)に新たに蓄電池(自家消費型太陽光発電設備)を設置し、かつ、共通して利用する既設の設備がある場合は、その共通して利用する設備に係る経費は補助対象外とします。

(ウ) 申請手続き等に係る行政書士への報酬

行政書士に本補助金の交付申請等の手続きに係る報酬を支払った場合は、その報酬額 の実支出額と10万円とを比較した低い方の額を補助します。

(3)補助対象とならない経費等

次のような費用は、補助対象外となりますので、交付申請にあたっては十分に注意してください。交付決定及び額の確定後であっても、検査等により補助対象外経費が含まれていたことが判明した場合は、当該補助金相当額を返還しなければなりません。

なお、見積書には補助対象外経費であることを明示してください。

補助対象	象の要件を満たさないものの例		
1	同一の対象設備、経費等で、国、都道府県、市町村等から同種の補助を受けたもの		
2	交付申請時に、補助対象経費として申請していないもの		
3	事前着手届(30ページ)を提出せず、交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実		
	施したもの、または補助対象期間終了後に納品、検収等を実施したもの		
4	発注・契約から工事、支払までの一連の手続きが補助対象期間内(交付決定日又		
	は「事前着手届」の着手予定日から、令和8年10月16日までの間)に行われて		
	いないもの		
5	事業の変更に伴う事前相談を事務局へせず、交付申請時と異なる内容(機種、仕		
	様、台数、能力等)の設備を導入したもの		
6	設備導入に必要となる許可、認可、届出が補助対象期間内に完了していないもの		
7	対象外経費が含まれているもの		
8	本補助事業と直接関係のないもの、明らかに補助事業に必要のないもの		

9	補助事業の目的以外で使用するもの
10	エネルギーコスト削減を目的としないもの
11	申請者自らが電気等のエネルギーコストを負担しない設備に対するもの(賃貸用
''	等として補助対象者以外が使用する事務所等に設置するものなど)
対象と	ならない経費の例(間接的な経費、既存設備に係る経費、過剰な経費等)
12	過剰な設備投資、予備用の設備、本補助事業以外において使用することを目的と
'-	したもの
13	技術開発、実証実験その他これらに類するもの
14	公租公課(消費税及び地方消費税等)
15	中古品、リース・レンタル品
16	設備にかかる付属品、予備用消耗品
17	故障や代替品活用等の理由により、申請時点で稼働していない機器との入替
18	既存機器等の撤去・運搬・処分費(産業廃棄物処理費用)、冷媒ガス処置費等
19	既設機器の撤去に伴って必要となる既設機器の設置場所(基礎、壁、天井、屋根
19	等)の修繕・補修、補強に要する費用
20	補助金交付申請書、実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用(行政書士によ
20	る申請等の代行費用は除く)
21	官公庁に支払う手数料等(印紙代等)
22	電力会社等との手続きに要する諸費用(申請、立会、代行費用及び手続きに要す
22	るデータ通信費、電気事業法第51条の2に基づく使用前自己確認に要する経費
	等)
23	金融機関などへの振込手数料
24	借入金などの支払利息及び遅延損害金
25	汎用性の高い事務用品(例:パソコン、プリンター)
26	設備の各種保険料、延長修理保証料
27	用地・建築物・構築物の取得、賃貸、移転、新規開店に要する経費
28	事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料
29	建屋、構築物、外構工事、簡易建物(ビニールハウス、コンテナ、プレハブ、ドー
	ムハウス等)等の取得費用、及びこれらを作り上げるための組立用部材の取得費用
30	設置場所の整備工事や基礎工事に要する費用
31	住居と共用する設備(事業以外にも使用するもの)
32	不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
33	材料、商品の保存・保管以外の用途の冷蔵冷凍庫(従業員用途など)
34	事業にかかる自社(申請者)の人件費
35	光熱水費、電話料金、インターネット利用料金、データ送信料等の通信費、雑誌や新
	1骨(小) 暗読料 ・ 一発(ハ) リー・オーチ(ハ) 州(ハ) コンコーンクーナスト
36	聞の購読料、機器のリース、その他のランニングコスト 市場価格等に比して、著しく価格等があるもの
36 37	間の購読料、機器のリース、その他のランニングコスト 市場価格等に比して、著しく価格差があるもの 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

対象とな	ならない経理処理方法等によるものの例
38	仕様書、見積書(明細)、契約書(発注書、請書を含む)、納品書、請求書、銀行振
	込による支払いを証明する書類の写しその他の証拠帳票類が不備の場合
39	補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との支
	払の区分が難しい場合
40	補助金の申請者と異なる名義(法人の場合は法人名義以外、個人事業主の場合は
	個人名義以外)での銀行振込により、設置工事事業者へ支払いが行われている場
	合
41	銀行振込以外の方法で支払いが行われている場合(現金、小切手、約束手形、クレ
	ジットカード、商品券、金券の購入、仮想通貨、クーポン、ポイントカードによる
	ポイント、他の取引と相殺等で支払いが行われる場合)
42	実績報告書提出時に、設備経費の全額が支払われていない場合

- ※1 撤去費用など通常要する経費について、本補助金申請とは別に費用が生じていること を確認するために、当該対象外費用の取引に係る書類の提出を求めることがあります。
- ※2 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事等を含む。)がある場合は、次の方法により<u>利益等を排除</u>する必要があります。

補助事業における利益等排除の対象及び方法について

- 1. 補助事業者が以下(1)~(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。
- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

利益等排除の対象範囲は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年 大蔵省令第59号)」第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

- 2. 利益等排除の方法
- (1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するとともに、その根拠となる資料も提出すること。

4 補助金交付申請手続き等

(1) 申請受付期間

令和7年12月5日(金)から令和8年1月30日(金)(当日消印有効)まで

- ※1 予算額に達した場合は、申請受付を早期終了することがあります。申請受付状況は、 随時、事務局ホームページでお知らせします。
- ※2 到着した申請書から順次確認をしますが、申請書類に不足があると審査を行うことができず、不交付決定とする場合があります。また、不備や事実確認のために追加資料の提出を求めた場合、さらに審査に時間を要することがありますので、不備がないよう提出前に十分確認してください。
- ※3 <u>書類確認及び審査は申請書が到着した順に開始します。</u>予算額に達した場合は受付を 終了しますので、<u>今回初めて申請される方、早めに交付決定を受けたい方、施工期間</u> を確保すべき事業内容の方などは、可能な限り早く提出することをご検討ください。
- ※4 現地調査を行う場合は、あらかじめ申請者へ連絡します。申請書類の確認や設備の使用状況、配置図との照合等を行います。申請者自身が提出書類の内容を把握していない場合や申請書類の記載内容と現地調査で把握した事実が異なる場合は、虚偽の申請とみなし、その時点で審査を中断し、不交付決定を行います。
- ※5 申請書類の作成・提出に際しては、誓約書(添付様式第2号)や不正事項に関する確認書(添付様式第2-1号)において、「虚偽の申請による不正受給」、「補助対象設備の目的外利用」、「補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦するといった不正な行為に加担していないこと及び今後も加担しないこと」などについて誓約していただきます。本補助金の申請内容に虚偽がある場合や誓約事項に違反した場合は、交付要綱に基づき取消となるだけでなく、補助金が交付済みの場合、加算金を課した上で当該補助金の返還を求めます。
- ※6 本補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)に 基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・ 返還命令、不正の内容の公表等や5年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処せ られることがあります。

(2)申請方法

① 申請書類の入手先

ウェブサイトからダウンロードしてください。

https://yamanashi-energy6.com

② 提出部数

1部

③ 提出方法

郵送

- ※1 必ず簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください(裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入してください)。
- ※2 直接持参されても受付ができません。
- ※3 郵便料金は申請者の負担となります。

④ 申請書類の提出先

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内二丁目16番4号 丸栄ビル4階

- ※1 提出書類は、本補助事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し、申請者 の秘密は保持します。
- ※2 提出書類は、原則として<mark>返却しませんので、書類は全てコピーを取るなど、控えを用意し</mark>、定められた期間保管してください(36ページ参照)。
- ※3 審査において、電気料金等の請求書など、追加で資料を求めることがあります。

(3)提出書類

提出にあたっては、各書類の右上に下記番号(1~32)を記入してください。

	1	
	l	補助金交付申請書(様式第1号)
		※複数事業所を申請する場合であっても、1申請書にまとめてください。
	2	補助事業計画書(添付様式第1-1号)
	3	提出書類チェックリスト(交付申請書)(添付様式第1-2号)
	4	豊かさ共創スリーアップ実践企業認証書の写し
		※認証の申請中である場合は、認証申請手続き後に送られてくるメールの写し
		※個人事業主で雇用する従業員が居ない場合は認証に関する誓約書(添付様式第
		1-3号)
ī		※アドバンス認証とプレミアム認証のどちらでも可
」 共通	5	誓約書(添付様式第2号)
六世	6	不正事項に関する確認書(添付様式第2-1号)
	7	法人の場合履歴事項全部証明書(発行から6か月以内のもの、 <mark>原本</mark>)
		※第1次募集~第5次募集において交付決定を受けた事業者から申請の
		場合であって、登記内容に変更がない場合はコピー可。
	8	個人事業主の場合確定申告書(第一表・第二表)及び青色申告決算
		書(全ページ)又は収支内訳書(全ページ)(電子申告の受信通知写
		し等を添付)(令和6年分、 <mark>写し</mark>)
		※事業内容及び事業状況、税務申告状況を確認するため、青色申告決算書
		又は収支内訳書の写しは必須です。

	9	個人事業主の場合本人確認書類 (運転免許証 (両面)、健康保険の被保険者証 (両面)の <mark>写し</mark> など、いずれか1つ)
	10	県税に未納がない旨の証明書(<mark>原本</mark>)
	_	※令和7年10月9日以降に発行されたもの
	11	法人のうち、組合等(8ページ(注2))の場合
		組合に関する次の①、②の資料 (<mark>写し</mark>)
		① 定款
		② 役員名簿、組合員名簿(直接又は間接の構成員がわかるもの)
	1 2	更新設備(省エネ設備)の比較整理表(添付様式第3号)
	13	補助対象設備の要件を満たしていることがわかる、次のいずれかの
		書類
		① 導入機器が SII に登録されている場合は、登録型番等が記載さ
		れた Web ページ(15ページ参照)
		② メーカーが発行するカタログ等によって、補助対象設備の要件
		(省エネ基準達成等)を満たしていることがわかる資料(ただ
		し、LED照明器具へ更新する場合は添付不要)
		※該当する箇所にマーカー等により明示すること。
	14	既存設備に関する次のA、Bの書類
		A 既存設備設置場所の配置図及び平面図
		※設備の配置場所をマーカー等により明示し、設備を識別できるよ
		う、型番等を記載すること。
		※既存設備の設置場所と導入予定設備の設置場所が異なる場合、導入
╽		予定箇所にもマーカー等により設置位置を明示し、新旧で設置箇所 の比較可能とすること。同じ場所への設置の場合は不要。
省エネ設備		B カラー写真(以下①~④全て)
の場合		□
		②設置エリア(設置場所付近の様子がわかること、原則各設備1
		台につき1枚、ただし画面内に収まれば複数台をまとめて1枚
		とすることも可。34、35ページ写真例のとおり。)
		③設備の全体(各設備1台につき1枚、ただし同一の型番の照明
		設備は型番毎に1枚)
		④メーカー及び型番がわかる銘板等(各設備1台につき1枚、エ
		アコンや分離型冷凍冷蔵ユニットは製造番号毎に室内機及び
		室外機1枚、ただし同一の型番の照明設備は型番毎に1枚)
		※参考例は34、35ページのとおり。
		※令和7年10月9日以降に撮影したもの(現況確認のため)
		※設置場所が複数ある場合、配置図と写真が照合できるよう室名の記載等、適宜注釈を付けること。
		戦寺、適宜注析を刊けること。 ※写真②~④については、実績報告の際、更新設備について同様の写真
		を提出する必要があります。

	1 -	道 1 機界の奴弗明細が記事された 2 老以 し /国中に事業ご覧をナナナ
	15	導入機器の経費明細が記載された2者以上 (県内に事業所等を有す
		る事業者に限る)の見積書の <mark>写し</mark> (設備の条件や経費区分を同一に
		し、価格の比較が可能な見積書。経費の内訳も記載)
		※見積総額50万円以下(税込)の場合、1者の見積書(写し)で可。
		※県外の事業者でなければ施工が出来ない等、特別な理由がある場合に
		は、県外事業者からの見積書も可。
	1.0	※定価がある設備については、備考欄に定価を記載すること。
	16	導入設備の仕様がわかるカタログや仕様書等(機器のメーカー名、
		機種名、型式、性能等の仕様が確認できるもの)
		※導入予定の設備の確認箇所にマーカー等をすること。
	17	補助対象事業所の建物又は土地の登記事項証明書(発行から6か月
		以内のもの、 <mark>原本</mark>)
		※第1次募集~第5次募集において交付決定を受けた事業所と同一事業
		所での申請の場合であって、登記内容に変更がない場合はコピー可。
		※建物に設置する場合は建物の証明書、土地に設置する場合は土地の証明 書を添付すること(両方に設置する必要がある場合のみ、両方添付する
		音をがけるのこと(画力に改画する必要がのる場合のの、画力がけるること)。
		ここが ※相続を原因として、登記上の権利者と申請者名が異なる場合は、相続協
		議書または相続人全員の承諾書を提出すること。
		※建物が未登記であり、登記しないことに法令上問題がない場合は、登記
		事項証明書に代えて申立書を提出すること。併せて、土地の登記事項証
	1.0	明書を添付すること。
	18	賃貸借契約書(全ページ)の <mark>写し</mark> 、設備設置等承諾書(添付様式第
		4号)、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書(添
		付様式第5号)
		※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる 場合のみ
		※承諾書(添付様式第4号)及び確約書(添付様式第5号)は、法定耐用
		<u>年数を満たす期間であること。</u>
	19	太陽光発電設備・蓄電池の場合
		太陽光発電設備(蓄電池)導入実施計画書(添付様式第1-4号)
	20	太陽光発電設備の場合
		太陽光発電設備の設置に係る確認書(添付様式第1-5号)
	2 1	太陽熱利用設備の場合
		エネルギーコスト削減効果を示した資料(様式任意)
Ш		※表やグラフなどを用いて、設備導入前後で給湯に要する経費(ガス、灯
再エネ設備		油、電力等)がどの程度削減されるのか、示すこと。
の場合	22	導入設備の仕様書(機器のメーカー名、型式、能力などの仕様が確
		認できるもの)
		※太陽光発電設備の場合、逆潮流しないことがわかるよう、該当する機器、
		機能にマーカー等をして明示すること。
	23	新設の場合 地図(所在地がわかるもの)、平面図(設置場所がわかる
		もの)、カラー写真 (①敷地入り口から撮影した全景、②設置する 建物又は敷地)
		Xモ7の人1の放送り
]	

24	更新の場合
	既存設備に関する次のA、Bの書類
	A 既存設備設置場所の地図 (所在地がわかるもの)、配置図、平面
	図
	※設備の配置場所をマーカー等により明示すること。
	B カラー写真(以下①~④全て)
	①補助対象事業所の外観(敷地入口から撮影した全景、1枚以上)
	②設置エリア(設置場所付近の様子がわかること、原則各設備1
	台につき1枚、ただし画面内に収まれば複数台をまとめて1枚
	とすることも可)
	③設備の全体(各設備1台につき1枚)
	④メーカー及び型番がわかる銘板等(各設備1台につき1枚)
	※令和7年10月9日以降に撮影したもの(ただし、屋根上など撮影が
	困難であり、現況と相違ない場合はこの限りではない)。 ※写真②~④については、実績報告の際、更新設備について同様の写真
	を提出する必要があります。
25	太陽光発電設備・蓄電池の場合
	設置設備に関する次のA及びBの書類
	A 機器配置図またはシステム系統図
	B 単線結線図
	※太陽光発電設備、蓄電池、補助対象外設備の判別ができ、発電した電力
	を全て自家消費することが確認できるもの。 ※逆潮流しない装置等にマーカー等をして明示すること。
	WEARING ON SECURITION OF CONTRACTOR OF CONTR
26	導入機器の経費明細が記載された2者以上(<mark>県内に事業所等を有す</mark>
	る事業者に限る)の見積書の <mark>写し</mark> (設備の条件や経費区分を同一に
	して、価格の比較が可能な見積書)
	※工事費の内訳が分かるものを添付すること。 ※県外の事業者でなければ施工が出来ない等、特別な理由がある場合に
	は、県外事業者からの見積書も可。
	※定価がある設備については、備考欄に定価を記載すること。
27	設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書(発行から6か月以
	内のもの、 <mark>原本</mark>)
	※第1次募集〜第5次募集において交付決定を受けた事業所と同一事業 所での申請の場合であって、登記内容に変更がない場合はコピー可。
	※建物に設置する場合は建物の、土地に設置する場合は土地の証明書
	※相続を原因として、登記上の権利者と申請者名が異なる場合は、相続協
	議書または相続人全員の承諾書を提出すること。
	※建物が未登記であり、登記しないことに法令上問題がない場合は、登記

証明書を添付すること。

事項証明書に代えて、申立書を提出すること。併せて、土地の登記事項

	28	賃貸借契約書(全ページ)の <mark>写し</mark> 、設備設置等承諾書(添付様式第4号)、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書(添付様式第5号) ※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる場合のみ ※承諾書(添付様式第4号)及び確約書(添付様式第5号)は、法定耐用年数を満たす期間であること。
IV	29	依頼した行政書士の書士証票の写し、委任状の写し
申請等の	3 0	行政書士代行費用の見積書の写し(県内に事業所等を有する行政書
代行の場合		士に限る)
		※見積書は1者のみで可

- ※1 本人確認書類や確定申告書などでマイナンバーが記載してある場合は、黒く塗りつぶすなどマスキングして、読み取れないようにしてください。
- ※2 必要書類に不備がある場合は、審査を中断し、不交付決定とする場合があります。

(4) 見積書の留意事項

補助金額の算出に当たっては、申請者から提出された見積書を確認して決定します。 見積書の取得に際して、次のとおり設備事業者等へ依頼してください。

- (1) 見積書は、次の条件を全て満たすものである必要があります。
 - ①県内に事業所等を有する事業者からの見積書であること。
 - ②2者以上の見積書をとること。(ただし、見積総額が50万円(税込)以下の場合は1 者からのみで可。)2者見積もりの場合、補助対象経費が高額な見積書には「不採用の 見積書」と、当該見積書右上に明記すること。
 - ③定価がある設備については、備考欄に定価を記載すること。
 - ④複数事業所申請の場合、補助対象事業所ごとに分けて作成すること。
 - ⑤補助対象経費を税抜で表示すること。
 - ⑥補助対象経費と補助対象外経費(20~22ページ)が混在する見積書の場合、
 - (ア)対象/対象外経費の区分を明示し、容易に判別できること。
 - (イ) 共通経費(労務費、諸経費、管理費など)・値引きは、対象/対象外経費ごとに按 分してあること。
 - ※按分されていない場合、審査時に当該共通経費は全て補助対象外経費とし、当該共 通の値引きは全て補助対象経費から控除して補助額を算出します。審査時に疑義が 生じた場合は、見積書の再提出を指示する場合があります。
 - ※各経費は、その内訳を明らかにした見積書を作成してください。
 - (ウ)対象/対象外経費それぞれの合計額(税抜)を明示すること。
 - ⑦補助対象外経費が含まれていない見積書の場合は、含まれていない旨を明記すること (実績報告書提出時または実地検査時に、処分費等が別に取引されていることを当該 請求書等により確認する場合があります。)

記載例:「既存設備の撤去費・処分費など補助対象外経費は含んでおりません。」

- ⑧単価×工数などの積算がわかるように明記すること。
 - ※「一式」という見積書のご提出を頂いた際は、その内訳を確認するため事務局から 問合せをする場合があります。
- (2) 高所作業車、クレーン、足場など、撤去と設置で共通する経費は、補助金の対象/対象外経費に分けてください。
- (3) 見積書に取替、入替、交換、置換、差替、更新などと記載があるものは、補助金の対象/対象外経費に分けてください。
- (4) 見積書に記載されている費用について、費用の一部が補助対象として認められない場合は、補助対象外経費を除外して交付決定を行います。
- (5) 処分費や撤去費など補助対象外経費は、補助対象経費に含めないでください。交付決 定後や補助金支払後であっても、補助対象外経費が含まれていると判断される場合は、 補助金の返還等を求めます。
- (6)補助事業に関して疑義が生じた場合や、実地検査等においては、申請者に説明義務が生じます。見積書に記載された機器の能力、工事の内容、補助対象外経費が控除されていることなど、見積書を徴取した設置工事事業者から十分に説明を受け、工事等の内容を理解した上で申請してください。
- (7) 交付申請書の提出後は、申請者の都合を理由とした見積書の差し替えは認めません。
- (8)補助金額は、提出があった2者の見積書を審査し、補助対象経費を比較した上で決定します。(見積書の総額を比較して補助金額を決定するものではありません。)
- (9) 市場価格と乖離する見積金額の場合は、追加でもう一者取るよう指示するか、事務局が徴取した見積書の金額をもって補助金額を決定します。
- (10) 見積書には、見積作成を行った設置工事事業者の所在地、代表者名、代表電話番号、 また担当者名、担当者連絡先を記載してください。また、審査における見積書積算内容 等の確認にあたり、事務局から見積書を作成した設置工事事業者へ直接連絡・訪問する 場合があります。あらかじめ申請者から見積書を作成した設置工事事業者に対して了承 を得てください。

5 審査、交付決定等について

(1)審査、交付決定について

令和8年1月30日(消印有効)までに受け付けた交付申請書(及び添付書類)を、申請書 が到着した順に確認し、書類に不備がないものを審査します。

形式確認(補助金申請者の申請条件を満たしているか、書類が全て揃っているか等)を踏まえ、補助条件の適合性、事業計画の妥当性、補助事業の経済性(補助金の額)やエネルギーコスト削減効果などを審査します。申請書提出時に書類不備がなかったものは、令和8年3月31日までを目途に交付決定を行います。提出書類に不備がある場合には交付決定が遅れる場合があります。

書類不備については必要な書類の提出を求めることがあります。事務局等の連絡に従って 申請書類の訂正・再提出等をしてください。速やかにご対応いただけない場合は、審査を継 続できないため、不交付決定とする場合があります。

また、事業計画に対して過度な経費が見込まれているとき、価格の妥当性について十分な 根拠が示されない経費があるとき、省エネルギー効果が十分に認められないとき、その他本 事業の目的や事業計画に対して不適当と考えられる経費が含まれているときなどは、補助額 を減額して交付するか、または不交付決定とする場合があります。

なお、予算額を超過する申請があった場合は、予算の範囲内で交付決定します(全ての事業所が交付決定されるとは限りません)。

予算上限額を上回ったことを理由に、補助額を減額して交付するか、または不交付決定と することがありますので、予めご了承ください。

(2) 交付決定後の事業実施について

交付決定を受けた後に事業着手が可能です。交付決定通知書を受領したら、速やかに発注 予定である設置工事事業者へ連絡等を行い、事業着手(発注等)をお願いします。

本補助金申請をされた県内事業者が、同時期に設置工事事業者へ発注することになります。 着手が遅れると、期限内の施工が困難になることが懸念されますので、交付決定通知書の受 領後は、可能な限り早めの発注をご検討ください。

(3) 交付決定前の事前着手について

補助金交付決定までの間に事業に着手する場合は、補助金交付決定の前にあらかじめ事前 着手届(様式第6号)の提出が必要です。

また、事前着手届が提出された場合であっても、令和7年10月9日以降に着手(発注・契約)した事業が対象になります。

ただし、事前着手届は、補助金の採択を確約するものではありません。

- ※令和7年10月8日以前に着手(発注・契約)したもの、事前着手届に記載の着手予定日よりも前に着手(発注・契約)したものは、補助対象外です。
- ※事前着手に当たっては、交付決定があった場合の実績報告書の提出に備えて、報告に必要となる書類や写真など(32~35ページ)を確認した上で実施してください。必要書類が整わない場合は、施工内容の確認ができないため、補助金の支払いができません。

(4) 交付決定後の事業内容の変更について

審査を経て交付決定された補助事業の内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局」へ、変更する内容を必ず連絡してください(例:補助対象期間の延長、機器型番の変更など)。その後、事務局の案内に従い、変更の内容がわかる資料や、必要に応じて事業変更承認申請書(様式第3号)を作成し、郵送やメールにて事務局へ提出してください。(メールアドレス:shoene66_yamanashi@nta.co.jp)

なお、交付決定額を超える変更、価格改定を理由とした増額の変更は受け付けません。

変更承認申請がない場合で、実績報告時に変更の事実が判明した場合は、補助金交付決定を取り消し、補助金を支払えない場合があります。

(5) 交付決定後の事業内容の中止・廃止について

審査を経て交付決定された補助事業の内容を、都合により中止・廃止する必要がある場合は、あらかじめ「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局」へ、理由等を連絡してください(例:補助期間内の納品が不可能となったなど)。その後、事務局の案内に従い、必要書類(※)を作成し、郵送やメールにて事務局へ提出してください。(メールアドレス:shoene66_yamanashi@nta.co.jp)

- (※)様式第4号により、①中止又は②廃止の承認を申請してください。
 - ①交付決定後、申請者の都合で事業を一時中断する場合は、事業中止承認申請書を提出 する必要があります。この場合、実績報告書提出期限までに事業を完了する必要があ ります。
 - ② 交付決定後、何らかの理由で補助事業を取りやめる場合は、事業廃止承認申請書を提出する必要があります。廃止承認後は、承認を受けた日から起算して1か月を経過した日、又は、令和8年10月16日のいずれか早い日(当日消印有効)までに実績報告書を提出する必要があります。

(6) 交付決定の取り消しについて

交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定 を取り消すことがあります。

6 補助事業の完了及び補助金の支払いについて

(1) 実績報告書の提出

補助事業(契約・発注、工事、検査、工事代金の支払いなど、全ての手続き)を完了した日から起算して1か月を経過した日、又は令和8年10月16日のいずれか早い日(当日消印有効)までに、実績報告書(様式第7-1号)と年度終了実績報告書(様式7-2号)に関係書類等を添えて提出をしてください。ただし、事前着手し、交付決定日以前に補助事業が完了している場合は、交付決定日から起算して1か月以内に提出してください。

期限までに実績報告書の提出がなかった場合は、その事由や設備導入の進捗状況等に関わらず、交付決定をした補助金の全額が受け取れません。

また、書類不備については必要な書類を求めることがあります。事務局等の連絡に従って 申請書類の訂正・再提出等をしてください。速やかにご対応いただけない場合は、審査を継 続できないため、補助金の支払いができない場合があります。

※ 本補助金支出事務の円滑・確実な実施を図るため、必要に応じて、事業実施状況に関す る調査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

① 実績報告書類の入手先

ウェブサイトからダウンロードしてください。

https://yamanashi-energy6.com

② 提出部数

1部

③ 提出方法

郵送

- ※1 必ず簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください (裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入してください)。
- ※2 直接持参されても受付は致しません。
- ※3 郵便料金は申請者の負担となります。

④ 提出期限

補助事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和8年10月16日のいずれか早い日まで(当日消印有効)

事前着手し、交付決定日以前に補助事業が完了している場合は、交付決定日から 起算して1か月以内。

⑤ 実績報告書の提出先

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内二丁目16番4号 丸栄ビル4階

- ※1 提出書類は、原則として<mark>返却しませんので、書類は全てコピーを取るなど、控えを用意し</mark>、定められた期間保管してください(36ページ(2)参照)。
- ※2 審査において、施工写真など、追加で資料を求めることや現地調査を実施する場合があります。

(2)提出書類

1	省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金実績報告書(様式第7-1号)および
	省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金年度終了実績報告書(様式第7-2号)
	※実績報告書の事業実施期間は、実際の発注等の着手日と支払い等の終了日を記入すること。
	※年度終了実績報告書は令和8年3月31日時点での実績額(0円でも可)を記入し、実績報告書と
	同時に提出すること。
2	補助事業の実績内訳書(添付様式第7-1号)
3	提出書類チェックリスト(実績報告書)(添付様式第7-2号)
4	豊かさ共創スリーアップ実践企業認証書の写し

5	設置した設備の配置図、平面図
	※交付申請時の配置図等と比較が可能になっていること。
6	写真
	①設置場所のカラー写真(申請時と同一アングルで、施工前、施工後の写真)
	②更新(新設)を確認するための既存機器と導入機器の入替(または新設)の <mark>施工</mark>
	中のカラー写真
	※導入設備のメーカー及び型番が鮮明にわかる銘板の写真であること(施工後)
	※設置場所が複数ある場合、配置図と写真が照合できるよう室名の記載等、適宜注釈を付けること(写真だけの送付は不可)
7	固定(償却)資産台帳等
,	○既存設備を除却したことがわかるもの
	※固定資産台帳等が提出できない(または除却設備の記載がない)場合は、申請者以外が作
	成した、除却がわかる書類を提出してください。
	(例)設備設置業者が作成した当該設備の引受書や処分(廃棄)証明書、最終処分したこと がわかるマニュフェストの <mark>写し</mark> (原本不可)など。
	○新たに計上したことがわかるもの
	※固定資産台帳等が提出できない場合は、取得財産管理台帳を作成し添付すること。
8	①発注書又は契約書、②納品書、③請求書の <mark>写し</mark> (①~③の全て)
	※納品書は、工事等の内容がわかるよう見積書と同様の内容を記載すること。
	※申請等の代行を行政書士に依頼した場合は③も提出すること。
9	銀行振込による支払いを証明する書類の <mark>写し</mark> (いずれか1つ)
	・銀行の「振込金受取書/振込受付書(兼振込手数料受取書)」
	・ATMの「ご利用明細票」
	・通帳の該当部分のコピー (振込先が確認できるものに限る)
	・ネットバンキングの振込の記録(振込完了(約定済)がわかる取引履歴等)
	※補助金の申請者名と同一名義(法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は個人名義)の
	預金口座から送金したことがわかるもの。 ※行政書士に対する支払いも同様です。
1 0	申請者の預金通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、預金者の名義がわかる
	もの)
	※補助金の申請者名と同一名義(法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は個人名義)の
	預金口座とする必要があります。
	※通帳の表紙はコピー不要です。

※処分費等の補助対象外経費の取引がわかる請求書及び支払いに関する書類を求める場合が あります(交付申請時提出の見積書に、処分費等は別であることとした場合のみ)。

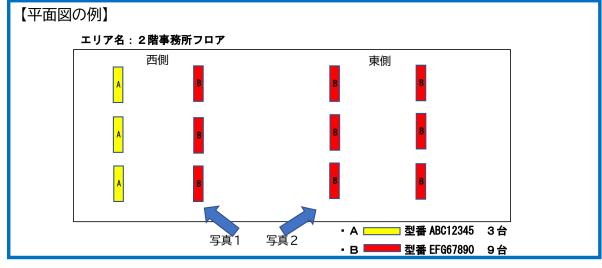
提出書類『6 写真』について

1 LED照明器具更新の実績報告書提出時における写真について

写真撮影(設置エリア)の注意点について

- ・照明器具が更新されたことがわかるよう、交換前と交換後の状況を撮影してください。
- ・交換する器具の数と、写真撮影された器具の数が一致するよう、漏れなく撮影してくださ い。見積書・納品書・請求書の数量と照合します。
- ・交付申請時に、高所にあることなどを理由として、既設照明器具の写真を撮影できなかった場合は、更新工事のときに既設器具(全体及び銘板)を必ず撮影し、提出してください。





2 銘板写真(例)



※室内機/室外機ともに製造番号毎に提出が必要です。(型式や製造番号等の文字が鮮明なもの)

(3)補助金の額の確定・支払い

実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助 対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとき は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

補助金の額の確定をしましたら、振込により補助金を支払います。

※ 実績報告書等の審査や現地調査等により、補助対象とならない経費が含まれることが判明した場合は、交付決定額に関わらず、当該補助対象外経費に係る補助額を減額します。

補助金の交付がなければ工事代金を支払えない場合など、知事が必要と認めるときは、補助金の「概算払い」を受けることができる場合があります。これにより、補助金の一部を受けることが可能となります。

概算払いを受ける場合は、下記(ア)及び(イ)の条件を満たす必要があります。

- (ア)経済的理由により、補助金の概算払いを受けなければ工事代金の支払いができない 状況にあること
- (イ)補助対象工事が完了していること

概算払いの申請には、次の書類が必要となります。

条件を満たし、次の書類の提出がされた上で、県の審査を踏まえて概算払いの可否を決定 します。希望に添えない場合もあります。

- ① 補助金概算払請求書(様式第9号)
- ② 補助事業の実績内訳書(添付様式第7-1号)
- ③ 誓約書(概算払)(添付様式第9号)
- ④ 銀行等から発行される残高証明書(取引がある全ての銀行等のものを添付すること)
- ⑤ 設置した設備の配置図・平面図・設置場所のカラー写真(申請時の写真と同一アングルで施工前及び施工後の写真、施工中の写真も添付すること)
- ⑥ 固定(償却)資産台帳(既存設備を除却したこと及び新たに計上したことがわかるもの)

- ⑦ 預金通帳のコピー(金融機関名、支店名、口座番号、預金者の名義がわかるもの)※補助 金の申請者名と同一名義の預金口座とする必要があります。
- ⑧ 工事代金がわかる設置工事事業者等からの請求書等
- ⑨ その他、必要に応じて知事が求める書類

※概算払いを受けようとする場合は、必ず事前に事務局へ相談してください。

7 補助事業終了後の注意事項

(1) 導入設備(財産)の管理及び処分

補助事業対象者は、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、 <mark>善良な</mark> 管理者の注意をもって適切に管理しなければなりません。

施工において 50万円(税抜)以上の工事を行う場合等、処分制限財産に該当する場合は、 事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、処分制限期間(交付要綱第16条第 2項で規定する「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号) に定める耐用年数の期間」)内は、処分(補助事業目的以外での使用、貸付、譲渡、担保提供、 廃棄等)が制限されます。 また、50万円(税抜)未満であっても、処分制限財産と同様に、 耐用年数の期間は適切に使用、管理してください。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合は、必ず県へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。また、承認の条件として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還いただくことがあります。

故障時のメンテナンス対応など、必要に応じて導入機器の保守契約を締結するなどし、耐 用年数期間の使用が可能となるよう、適切に対応してください。

なお、店舗や工場などの廃止または改装に伴い、本補助事業により導入した設備の使用を中断、移転等する場合についても、県へ報告してください。

(2) 文書の保存

本申請に係る書類一式については、事業完了した日の属する県会計年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

ただし、補助対象設備が処分制限財産(交付要綱第17条第1項で規定する「補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械、器具その他の財産」、以下同じ。)に該当し、かつ処分制限期間(交付要綱第16条第2項で規定する「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間」、以下同じ。)が5年を超える場合は、その処分制限期間の間は同様に書類一式を整備・保管してください。

(3) 事業実施状況の検査

本補助事業終了後においても、現地調査や電話、メール等により、実施状況の聞き取り調査を実施する場合があります。

また、県や会計検査院が抜き打ちで実地検査に入ることがあります。この検査により補助 金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに必ず従わなければなりません。

(4) 交付決定の取消等

補助事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付 決定を取り消すとともに、期限を定めて返還を指示します。これを納期日までに返還しなか ったときは、申請事業者は、補助金加え、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延 滞金(補助金の額に年 10.95%の割合で計算した額)を支払うことになります。

(5) 県への協力事項

事業内容について、本県の省エネ、再エネ施策推進のため、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

8 その他

(1) 証明書類の取得方法について

①法人の履歴事項全部証明書

甲府地方法務局(本局、鰍沢支局、大月支局、韮崎出張所、吉田出張所)等で交付が受けられます。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji11.html

②県税に未納がない旨の証明書

総合県税事務所、自動車税センター、地域県民センター総合窓口および県庁税務課で交付が受けられます。

https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/nouzei_shoumei.html

③建物・土地の登記事項証明書(全部事項)

甲府地方法務局(本局、鰍沢支局、大月支局、韮崎出張所、吉田出張所)等で交付が受けられます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/000130937.pdf

(2) 設置工事に関する相談(ご案内)

設備の設置工事にあたっては、安全性を確保し、耐用年数期間継続使用するために、適切な施工・管理が必要となります。

設置工事事業者等で組織する以下の団体では、設備機器更新の提案や見積書作成相談など を行う設置工事事業者をご紹介することができる場合があります。

①一般社団法人 山梨県管工事協会【高効率空調、業務用給湯器など】

ホームページ https://sankankyo.jp/

お問い合わせ方法:ホームページのお問い合わせフォームによりご連絡ください。

②山梨県電気工事工業組合【照明設備、変圧器など】

ホームページ https://www.sandenko.jp/

お問い合わせ方法:office@sandenko.jpにご連絡ください。

③一般社団法人 山梨県電設協会【照明設備、変圧器など】

ホームページ http://www.densetsu.or.jp/

お問い合わせ方法:ホームページのお問い合わせフォームによりご連絡ください。

④一般社団法人 山梨県冷凍空調設備保安協会【高効率空調、冷凍冷蔵設備など】

ホームページ https://www.findout.or.jp/

お問い合わせ方法:ホームページのお問い合わせフォームによりご連絡ください。

※件名、お問い合わせ内容などに「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金の相談」 と記入してください。

※申請手続き全般(申請書の記入方法等)は、下記「9 お問い合わせ先」記載の省エネ・ 再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局へご連絡ください。

(3) 申請等の代行に関する相談(ご案内)

山梨県行政書士会では、本補助金の書類作成・申請手続き等の代行を行う行政書士をご紹介することができます。

○山梨県行政書士会

ホームページ https://www.y-gyosei.or.jp/search/index.html 補助金対応行政書士名簿をご確認いただき、ご連絡ください。

※補助金対応行政書士名簿は12月初旬頃公開予定のため、それ以前のご連絡は 山梨県行政書士会へお願いいたします。

9 お問い合わせ先

■申請手続き全般に関するお問い合わせ

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局

受付時間 9時~17時(土日・祝日、年末年始を除く)

電話番号 055-267-7011

ファックス番号 055-244-3339

電子メールアドレス shoene66 yamanashi@nta.co.jp